

令和 6 年度 社会福祉法人智泉会事業計画

法人運営について、社会福祉法人は民間の社会福祉事業の自主性の尊重と経営基盤の安定等の要請により社会福祉事業法に規定された特別法人として昭和 26 年に制度化され、社会福祉事業の主たる担い手として地域福祉を支えてまいりました。

しかし、社会福祉法人を取り巻く環境は、介護保険法の施行や社会福祉事業法の改正により措置から契約へ、供給主体の多様化等が行われ、さらには平成 28 年、社会福祉法の公益性・非営利性に見合う経営組織と財務規律の強化および地域社会に貢献する措置として①経営組織の見直し、②業務運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④福祉サービスを提供するための責務、⑤行政の関与、が明記されました。

言い換えれば、今後の社会福祉法人に求められる福祉ニーズの複雑化・多様化、地域社会の変化は、従来の高齢者・障害者・子どもとした種別を超えた、横断的・包括的な福祉サービスであり、経営組織と財務規律の強化等の大規模化を推奨するものです。

経営組織と財務規律の強化のための短期的模索は、法人間連携・合併・事業譲渡等による経営基盤の強化等により、施設等利用者および地域社会のニーズを第一に、法人事業の継続に取り組みます。

令和 6 年度の施設運営は、

- ①次年度に向けて L I F E（科学的介護）を活用したサービスの質の向上に取り組みます。
- ②令和 5 年 2 月および 6 年 1 月に導入した介護ロボット・I C T による生産性向上と業務の効率化、介護職員等の負担軽減による職場環境の整備に向けてより一層取り組みます。

1 法人活動の目標

- (1) サービスを利用される方々から慕われ感謝される職員像をめざします。礼儀や挨拶・ことば遣いなど、利用者に寄り添った職務遂行に向けて取り組みます。
- (2) サービス提供と災害・防犯・感染症等の緊急事態発生時のリスク管理に向けて BCP（事業継続計画）を作成して取り組みます。
- (3) 資格取得や知識・技能向上研修には、その費用負担を行い質の向上に取り組みます。
- (4) その他法人運営に必要な事項

2 事業活動の目標

経 営 理 念

私たちは、思いやりと笑顔を忘れず安心して安らげる環境作りを目指します

運 営 方 針

- 1 意志と人格を尊重し納得と同意に基づくサービスに努めます
- 2 快適な生活環境とよりよい介護・看護サービスに努めます
- 3 質の高いサービスを提供できるよう研鑽に努めます

- (1) 法人の経営理念及び運営方針の実現に向けて取り組みます。
- (2) その人らしい生活の実現を支援できる施設・事業所に向けて取り組みます。
- (3) 健康で安心して楽しく生活できる施設・事業所に向けて取り組みます。
- (4) 地域に根ざした生活支援のできる施設・事業所に向けて取り組みます。

(5) 専門性の向上を図る施設・事業所に向けて取り組みます。

(6) 実習や地域の保育園児、小・中学校、高校生との世代間交流と、ボランティア活動の受け入れなど、地域に根ざした施設・事業所に向けて取り組みます。

3 施設・事業所の職員配置 (常勤 = 週 40 時間以上勤務する職員)

① 特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所

職 種	常 勤		非 常 勤		計
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
施 設 長		1			1
管理者		1			1
総務課員		3			3
相 談 員		2			2
ケアマネジャー		2			2
看 護 師		3		2	5
作業療法士					
介 護 士		19		6	25
栄 養 士		1			1
医 師 等				4	4
清 掃 員				2	2
洗 濯 員				3	3
運 転 手				1	1
宿 直 員				4	4
計	0	32	0	22	54

② ケアハウス

職 種	常 勤		非 常 勤		計
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
施 設 長		1			1
総務課員		3			3
相 談 員	1				1
介 護 士	1				1
栄 養 士		1			1
清 掃 員			2		2
宿 直 員				4	4
計	2	5	2	4	13

③ デイサービスセンター

職 種	常 勤		非 常 勤		計
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
施 設 長		1			1
管理者		1			1
総務課員		3			3
相 談 員		1	1		2
従 事 者		1	1		2
計	0	7	2	0	9

④ 清新デイサービスセンター

職 種	常 勤		非 常 勤		計
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
施 設 長		1			1
管 理 者		1			1
総務課員		3			3
相 談 員		1			1
看 護 師			2	1	3
介 護 士	3		3		6
栄 養 士		1			1
清 掃 員			1		1
盛 付 員			1		1
計	3	7	7	1	18

⑤ 清新地域包括支援センター

職 種	常 勤		非 常 勤		計
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
施 設 長		1			1
管理者		1			1
総務課員		3			3
保 健 師	1				1
主任ケアマネジャー		1			1
社会福祉士	1				1
介護福祉士	1				1
ケアマネジャー		2			2
事務員	1				1
計	4	8	0	0	12

4 定員及び定員利用率

事業所名	定員	予算/日	利用率	5年度予測	利用率
特別養護老人ホーム	58.0	56.0 人	96.6%	51.5	88.7%
短期入所生活介護事業	12.0	9.0 人	75.0%	4.6	38.3%
デイサービスセンター	10.0	4.5 人	45.0%	4.5	45.0%
清新デイサービス	27.0	25.5 人	94.4%	17.8	65.9%
ケアハウス	30.0	29.5 人	98.3%	29.5	98.3%

令和6年度特別養護老人ホームはあとぴあ事業計画

令和6年度短期入所生活介護事業所はあとぴあ事業計画

1 利用定員 70名（特養58名・短期12名）

2 職員配置 54名（常勤兼務32名・非常勤兼務22名）

3 支援方針

- ① 人権の尊重とよりよく在ることを方針に、利用者一人ひとりがより自分らしく、より健やかに、安定した生活を送れるよう支援します。
- ② 利用者それぞれの生活や経験（生活歴）、既往歴を大切にして、利用者の様々な思いを受け止め、共感できる姿勢で支援します。
- ③ 介護保険制度は、単に介護を必要とする高齢者の身の回りの世話をするだけでなく、高齢者の尊厳を保持し、自立した日常生活を支援することが理念とされています。厚生労働省が進めるLIFE、十分な科学的根拠に基づいた介護が行われているとは言いがたい面もあります。経験に頼る支援のみならず科学的手法に基づく分析を進め、利用者中心のエビデンス（根拠）を蓄積し、介護技術の向上となるよう取り組みます。
- ④ 「共に生きる」ことを支援と考え、家族との連携を密に、地域との連携を図り開かれた施設づくりを目指します。

4 支援体制

穏やかな雰囲気の中で共に生活しながら、良き理解者・相談者の役割を務めます。

- ① 専門職員による介護支援及び生活支援
- ② 24時間の支援体制（看護職員によるオンコール体制含む）
- ③ 医療機関による支援（協力医療機関：相模原中央病院）
- ④ 医療機関による支援（協力医療機関：相模ケ丘病院）

5 個別支援方針

重度化する施設サービスは、医師の指示等による医療介護の複合的ニーズが求められており、どう対応し支援できるかは看護・介護力に比例します。気付きと協力、連携を基本とした力です。職種間の報告と連絡は、相互の対処法や解決策を検討し、結果を共有して多職種が連携する、一貫した支援へと結び付きます。

- ① サービス利用者の基本情報（生育歴・生活歴・家族状況・ADL情報・日常生活自立度・寝たきり度）を理解する。
- ② アセスメント（行動レベル評価及び短期目標・長期目標）の特徴と課題を理解する。
- ③ モニタリング（各職種からの短期目標の達成状況を聴取）を実行する。
- ④ カンファレンスによる個別支援計画の原案を作成する。
- ⑤ 個別支援計画書を作成する。

6 個別支援計画

利用者の心理的安定と生活意欲の向上に向けて個別性を重視し、尊厳を大切にしたい支援に努めます。

（1）個別支援の充実

- ① モニタリングやアセスメント、カンファレンスにより、生き甲斐を大切にしたいケアプランの作成に努めます。
- ② 重度の運動麻痺や筋力低下の防止に向けて看護職員と連携して、ベッド上で安楽に過ごせる体位、良肢位保持に努めます。
- ③ 整容等の清潔保持や環境整備に努めます。
- ④ 余暇活動の充実に努めます。
- ⑤ ご家族等の意向を受け支援内容の充実に努めます。

- ⑥ 食事・入浴・清潔保持・余暇活動・機能訓練・排泄等の支援は、利用者の心身の状況に応じた自立支援を目標に、プライバシーに配慮した支援に努めます。また、おむつ交換・体位変換・栄養量の確保により褥瘡予防に努めます。
- ⑦ 家族会（家族懇親会）を年2回開催し、施設の運営状況を報告します。

（2）事故発生の防止

日々の状態から異変に気付く観察能力を育て、事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合、その報告は客観的な内容か、再発防止策は周知徹底されているか、を周知します。

（3）身体拘束その他

身体拘束その他、利用者の行動制限は、生命または身体を保護するための緊急止むを得ない場合を除き行ってはならないことの周知と、やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様、時間、心身の状況等のほか、緊急止むを得ない理由等を詳細に記入し、解除に向けて支援します。

（4）高齢者虐待防止と人権の擁護

虐待は、心理的・身体的・性的虐待に区分されますが、利用者への介護放棄と推測される場合もこれにあたることを念頭に、利用者一人ひとりの尊厳を大切に支援します。

（5）健康管理

看護職員は医師と連携して、常に利用者の健康状態に注意し、健康保持のための措置（健康診断・胸部X線）を講じます。入院後おおむね3か月以内に退院することが見込まれる時は、円滑に帰所できるよう支援します。

（6）送迎

- ① 利用者に係る在宅生活と施設サービスの情報交換と共有
- ② 運転操作及び安全確保の徹底
- ③ 昇降機取り扱いの安全確保

（7）職員研修

- ① 入所者及び利用者支援の情報交換と共有
- ② 専門的能力、伝達能力の向上
- ③ 施設内研修と職務経験年数に応じた各種研修への参加

7 健康管理

（1）感染症の予防・防止

- ① 年2回の健康診断の実施
- ② インフルエンザ予防接種の実施
- ③ 感染対策委員会の開催
- ④ 褥瘡対策委員会の開催

（2）緊急時の連絡体制による迅速な情報伝達の周知

（3）日常生活動作訓練

- ① 余暇活動の強化
- ② 日常生活動作の維持と促進
- ③ 口腔機能の維持

8 会議・委員会

（1）会 議

（月1回開催）

サービス会議、主副会議、フロア会議

（2）委員会

（月1回開催）

衛生管理委員会、事故防止委員会、入所検討委員会、食事サービス委員会、口腔ケア委員会

（3月1回以上、その他必要に応じて開催）

身体拘束委員会、感染対策委員会、虐待防止委員会、褥瘡対策委員会
(その他随時開催)

苦情処理委員会、防災対策委員会

(3) 担当者会

(必要に応じて開催)

研修担当者会、物品担当者会、機能訓練担当者会、実習担当者会、栄養管理
担当者会、入浴担当者会、排泄担当者会、ボランティア担当者会

9 防災等の訓練

人命の安全確保と被害防止のため、入所者と職員が一体となって防災訓練、避難訓練を行います。また、老人福祉施設等が提供するサービスの過程において自然災害発生時(地震・台風・水害等)のBCP(事業継続計画)、感染症発生時(新型コロナウイルス・インフルエンザ・結核・食中毒等)のBCP(事業継続計画)、防犯訓練、人身事故・身体的及び精神的被害を未然に防止できるよう、対応策、連絡網等を整備して対応します。

施設長	総指揮をとる。
総務課職員	連絡を担当する。
生活相談員	報告を担当する。
介護職員その他の職員	救助・避難誘導・消火を担当する。

10 生活表

起床・洗面	6 : 30 ~ 7 : 30
更衣・整容	7 : 30 ~ 8 : 00
朝食	8 : 00 ~ 8 : 40
口腔ケア	
リハビリ体操	9 : 00 ~ 11 : 00
入浴	(お茶 10 : 00 ~ 10 : 20)
昼食	12 : 00 ~ 12 : 40
口腔ケア	
レクリエーション	13 : 00 ~ 17 : 00
機能回復訓練	(おやつ : 15 : 00 ~ 15 : 20) (入浴 : 13 : 00 ~ 16 : 00)
夕食	18 : 00 ~ 18 : 40
口腔ケア	18 : 30 ~ 19 : 40
更衣・整容	
消灯	21 : 00

11 職員配置

職 種	施設長	管理者	総務課員	生活相談員	介護支援専門員	看護職員
人 員	常勤兼務	常勤兼務	常勤兼務	常勤兼務	常勤兼務	常勤兼務
	1 名	1 名	3 名	2 名	2 名	3 名
職 種	看護職員	介護職員		管理栄養士	その他	医師等
	非常勤兼務	常勤兼務	非常勤兼務	常勤兼務	非常勤専従	非常勤専従
人 員	2 名	19 名	6 名	1 名	10 名	4 名
						合計
						54 名

12 行事計画

月	行事名	目 的
4 月	花見（桜）	桜の下、散歩を楽しみ季節感を感じていただく。
5 月	鯉のぼり見学	子供の健やかな成長を祈念する。鯉のぼり見学を通して共感の気持ちを味わう。
6 月	ピクニック	外気に触れ太陽の下おやつをいただき気分転換を図る。
7 月	七夕	七夕飾りを作成・結び・季節の風習に思いをはせる。
8 月	納涼祭	ご家族・地域の方の参加をいただき、ご利用者・ご家族様・職員一緒に夏祭りを盛り上げ楽しむ。
9 月	敬老会	地区主催：賀寿の方に参加いただき、地域の方と交流を図る機会を持つ。 施設主催：ご家族とともに長寿を祝う。
	音楽のつどい	ボランティアの方によるフルート演奏・合唱等にてふれあい交流を持つ。
11 月	紅葉見学	小春日和の中で紅葉を楽しむ
12 月	クリスマス会	ご家族の参加をいただき、ご利用者・職員と共にクリスマスの雰囲気を楽しむ。
1 月	初詣	神社に参拝・おみくじを引き新たな年をことほぐ。
2 月	節分	悪霊を払い福を呼ぶ豆まき行事を通して日本古来の文化を味わう
3 月	ひな祭り	五節句のひとつである桃の節句は、ひな人形を観賞し祝う。

13 レクリエーション活動計画

活 動 項 目	日 程	活 動 内 容
誕生会	第 2 週随時	昼食は行事食を味わっていただき、午後はその月の誕生日を迎えた方を囲んでお祝します
工作・リズム体操	月 1 回	ボランティアの方の指導を受けながらの小物作り、歌いながらリズム体操を楽しみます
保育園児と交流	第 4 火曜日	相模原保育園児の皆さんとの交流を楽しみます
ボランティアの催し物	随 時	懐メロ大会や他施設入居者・老人クラブの方々の歌と踊りを楽しみます
カラオケ大会	随 時	懐かしい曲目を選びマイクをもって唄います

14 資金計画

別紙 収支計算書のとおり

令和6年度デイサービスセンターはあとぴあ事業計画

1 利用定員 10名

2 職員配置 9名（常勤兼務7名・非常勤専従2名）

3 支援方針

- ① 人権の尊重とよりよく在ることを方針に、利用者一人ひとりがより自分らしく、より健やかに、安定した生活を送れるよう支援します。
- ② 利用者それぞれの生活や経験（生活歴）、既往歴を大切にして、利用者の様々な思いを受け止め、共感できる姿勢で支援します。
- ③ 介護保険制度は、単に介護を必要とする高齢者の身の回りの世話をするだけでなく、高齢者の尊厳を保持し、自立した日常生活を支援することが理念とされています。厚生労働省が進めるLIFE、十分な科学的根拠に基づいた介護が行われているとは言いがたい面もあります。経験に頼る支援のみならず科学的手法に基づく分析を進め、利用者中心のエビデンス（根拠）を蓄積し、介護技術の向上となるよう取り組みます。
- ④ 「共に生きる」ことを支援と考え、家族との連携を密に、地域との連携を図り開かれた施設づくりを目指します。

4 支援体制

穏やかな雰囲気の中で共に時間を共有しながら、よき理解者・相談者の役割を努めます。

- ① サービス提供時間 午前9時から12時
- ② 地域において自立した生活を営むことができるための支援
- ③ 専門職員による自立支援及び生活支援

5 個別支援方針

住み慣れた地域での居宅生活が送れ、生き甲斐と達成感を味わえるよう職種間で連携し、一貫した支援へと結び付けます。

- ① サービス利用者の基本情報（生育歴・生活歴・家族情報・ADL情報）を理解する。
- ② アセスメント（行動レベル評価及び短期目標・長期目標）の特徴と課題を理解する。
- ③ モニタリング（各職種から短期目標の達成状況を聴取）を実施する。

6 個別支援計画

利用者の心理的安定と生活意欲の向上に向けて個別性を尊重し、尊厳を大切にしたい支援に努めます。

（1）個別支援の充実

- ① モニタリングやアセスメント、カンファレンスにより、生き甲斐を大切にしたいケアプランの作成に努めます。

（2）事故防止その他

- ① 日々の状態から異変に気付く観察能力を育て、事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある場合、その報告は客観的な内容か、再発防止策は周知・徹底されているか、を周知します。

（3）高齢者虐待防止と人権の尊重

- ① 虐待は、心理的・身体的・性的虐待に区分されますが、利用者への支援放棄と推測される場合もこれにあたることを念頭に、利用者一人ひとりの尊厳を大切に支援します。

7 健康管理

常に利用者の健康状態に注意し、感染予防及び防止に向けて取り組みます。

8 会 議

月 1 回または必要に応じてケアプランの内容を検討し、自立支援に向けて取り組みます。

9 防災等の訓練

人命の安全と被害防止のため、利用者と職員が一体となった防災訓練、避難訓練、防犯訓練を行います。

施設長	総指揮を取る。
生活相談員	連絡を担当する。
従事者とその他の職員	避難誘導・消火を担当する。

10 生活表

8:40 ~ 9:00	送迎車出発
9:00 ~ 9:30	サービス提供開始（挨拶・お茶提供・懇談・バイタルチェック）
9:30 ~ 10:00	軽体操・レクリエーション
10:00 ~ 11:00	コグニバイク、製作・創作活動（お茶提供・懇談）
11:00 ~ 12:00	レクリエーション・カラオケ
12:00	サービス終了
12:00 ~	送迎車出発

11 職員配置

職 種	施 設 長	管理者	総務課員	生活相談員		従事者		合 計
	常勤兼務	常勤兼務	常勤兼務	常勤兼務	非常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	
人 員	1 名	1 名	3 名	1 名	1 名	1 名	1 名	9 名

12 資金計画

別紙 収支計算書のとおり

令和 6 年度市立清新デイサービスセンター事業計画

1 利用定員 27 名

成果指標の利用率 95% を目指し、1 日平均 25 ～ 26 人を目指して努力して行きたい。

2 職員配置 18 名（常勤専任 5 名・常勤兼務 5 名・非常勤専任 7 名・非常勤兼務 1 名）

職 名	施設長 (責任者)	管理者兼 生活相談員	総務課員	生活相談員 兼介護職員	看護職員	機能訓練 指導員
人 員	常勤兼務 1 名	常勤専任 1 名	常勤兼務 3 名	常勤専任 1 名	非常勤専任 2 名	非常勤兼務 1 名
職 名	介 護 職 員		管理栄養士		その他	合 計
人 員	常勤専任 3 名	非常勤専任 3 名	常勤兼務 1 名	非常勤専任 2 名		18 名

3 支援方針

- ① 人権の尊重とよりよく在ることを方針に利用者一人ひとりがより自分らしく、より健やかに、安定した生活を送り、自立のために設定された目標達成に向けて支援します。
- ② 利用者それぞれの生活や経験（生活歴）を大切にして利用者の様々な思いを受け止め、共感できる姿勢で支援します。
- ③ 介護保険制度は、単に介護を必要とする高齢者の身の回りの世話をするだけでなく、高齢者の尊厳を保持し、自立した日常生活を支援することが理念とされています。厚生労働省が進める LIFE、十分な科学的根拠に基づいた介護が行われているとは言いがたい面もあります。経験に頼る支援のみならず科学的手法に基づく分析を進め、利用者中心のエビデンス（根拠）を蓄積し、介護技術の向上となるよう取り組みます。
- ④ 「共に生きる」ことを支援と考え、家族との連携を密に、地域との連携を図り開かれた施設づくりを目指します。

4 支援体制

穏やかな雰囲気の中で共に生活しながら、よき理解者・相談者の役割を務めます。

- ① サービス提供時間 月曜から金曜日の午前 9 時 20 分から午後 4 時 20 分
(祝日は営業する。但し、12 月 30 日～1 月 3 日は除く)
- ② 地域において自立した生活を営むことができるための支援
- ③ 居宅介護支援センター、地域包括支援センターとの連携
- ④ 専門職員による自立支援及び生活支援

5 個別支援方針

住み慣れた地域での居宅生活が送れ、生き甲斐と達成感を味わえるよう職種間で連携し、一貫した支援へと結び付けます。

- ① サービス利用者の基本情報（生育歴・生活歴・家族状況・ADL 情報・既往歴及び現病歴）を理解する。
- ② アセスメント（行動レベル評価及び短期目標・長期目標）の特徴と課題を理解する。
- ③ モニタリング（各職種からの短期目標の達成状況を聴取）を実施する。

6 個別支援計画

利用者の心理的安定と生活意欲の向上に向けて個別性を尊重し、尊厳を大切に

た支援に努めます。

(1) 個別支援の充実

- ① モニタリングやアセスメント、カンファレンスにより生き甲斐を大切にしたいケアプランの作成に努めます。

(2) 事故防止その他

- ① 日常の状態から異変に気付く観察能力を育て、事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある場合、その報告は客観的な内容か、再発防止策は周知・徹底されているか、を周知します。

(3) 高齢者虐待防止と人権の尊重

- ① 虐待は心理的・身体的・性的虐待に区分されるが、利用者への支援放棄と推測される場合もこれにあたることを念頭に、利用者一人ひとりの尊厳を大切に支援します。

7 居宅サービスの具体的な計画

【送迎サービス】

走行時は運転者の他に常時介助員が同乗し、乗降時の事故予防を始め利用者の姿勢保持や車酔いなど、気分不快に目配りします。

帰宅と同時に訪問介護サービスを依頼されているご家族もあります。両サービスが途切れることのないよう、居宅介護支援事業所等と連携・協力して利用者保護と安全確保に努めます。

【健康チェック】

ご家庭での日々の様子、送迎中・施設到着後のコミュニケーションをとおした状態観察や血圧・脈拍・体温などの体調管理により、入浴の中止や静養など、その推移を見守ります。変化に応じて早期の帰宅、緊急受診など、ご家族と連携して安全・安心なサービスに取り組みます。

【入浴サービス】

ご家庭での入浴が困難な利用者も多く、入浴がくつろげる場になることのほか、清潔保持や疾患・外傷に目配りしながら治療にむけてご家族に協力し、連携して取り組みます。

【介護サービス】

居場所づくりを念頭に、モニタリングやカンファレンスから課題を抽出し、職員間で自立支援に向けた分析を行い、個別のよりよい支援策を検討します。

【食事サービス】

嗜好調査や残滓調査を始め利用者の意向に沿った献立や味付けを心がけます。疾患から生じる栄養改善策の一つ、栄養ケアマネジメント、機能障害による摂食低下に、可能な限り経口から摂取できる調理を提供します。

月の誕生会食を始め、日本に伝わる行事（国民の祝日・休日）に由来する行事食を提供するなど、季節感を楽しめるサービスを行います。

【ADL体操・コグニサイズ・レクリエーション・音楽的活動・創作活動・回想活動】

身体機能の減退予防として、ADL体操やコグニサイズ・趣味活動、心身を活性化するカラオケや将棋、トランプゲーム、手芸、工作等を行います。頭、目、耳、指、四肢など、五感を用いたグループワークは、生きがいと達成感を味わえる一時を提供します。

【個別機能訓練】

住み慣れた地域で居宅生活が継続できるよう専門職を配置し、筋力トレーニング機器の活用、生活機能の維持・向上に努めます。

【利用者支援に係わる主な企画提案事業】

月	内 容	目 的	対 象 者	効 果
4 月	お花見（桜）	百花繚乱、咲き誇る花の下で季節を楽しむ	利用者	社会的活動
5 月	節句・菖蒲湯	香り立つお湯で季節感を味わい、リフレッシュする機会	利用者	行事的活動
	消防訓練	災害時等安全に避難出来るよう日頃の訓練が大事です	利用者	避難訓練
6 月	紫陽花見学	大輪の姿。事後その想いを作品に仕上げる	利用者	芸術的活動
7 月	七夕飾り	伝統行事の中に祈りなど自己の安らぎを求める	利用者	行事的活動
8 月	夏祭り	仮装姿の利用者と職員。外分もなく演じきる	利用者	身体的活動
10 月	清新大運動会	さまざまな競技を用意し得点を競う	利用者	身体的活動
11 月	フラワーアレンジメント	季節の花を、思い思いに生ける	利用者	芸術的活動
	消防訓練	災害時等安全に避難出来るよう日頃の訓練が大事です	利用者	避難訓練
12 月	クリスマス会	仮装姿の利用者と職員。外分もなく演じきる	利用者	身体的活動
	餅つき大会	掛け声と杵を手にして昔日を想い帰す機会	利用者	行事的活動
	冬至・ゆず湯	匂い立つ季節感を味わい、季節の到来を感得する機会	利用者	行事的活動
1 月	初詣	祈願を込めて新玉をこことほぐ気持ちを求める	利用者	社会的活動
2 月	節分豆まき	悪霊を払い安寧を求めて興じあう	利用者	社会的活動

8 自主事業

地域連合老人会主催芸能大会への参加や支援を行います。又、近隣の老人会主催のサークル活動等へ支援します。

9 健康管理

常に利用者の健康状態に注意し、感染症予防及び防止に向けて支援します。

10 生活表

8：30 出勤（常勤職員）
ミーティング（利用状況・前日の課題・注意事項等の伝達周知）
8：35 送迎車出発
9：00 出勤（看護師・非常勤介護員）
9：15 送迎車帰着
9：20 サービス提供開始（挨拶・一日の予定・担当者紹介）
お茶提供
健康チェック（看護師問診・血圧・体温・脈拍）
9：50 入浴サービス
トイレ介助・体重測定
衣類着脱介助・整髪・麦茶提供
個別レクリエーション（創作活動・音楽鑑賞・将棋など）
個別機能訓練（筋力トレーニング機器・脳トレ・塗り絵など）
休養
11：55 食前の嚥下体操・食前薬の提供（看護師）
12：00 昼食
配膳・食事介助・見守り・下膳・食後薬提供（看護師）
口腔機能向上サービス・栄養改善サービス（加算対象サービス）
13：00 個別レクリエーション
音楽・趣味・娯楽・談笑・創作・脳トレ
（カラオケ・トランプ・将棋・囲碁・塗り絵・手芸・編み物など）

14:20 水分補給
 ADL体操（ADL状態に合わせグループ分け）
 14:50 集団機能訓練（レクリエーション）
 15:30 おやつ（お茶・おやつ配膳、介助・見守り）
 16:00 帰りの会（音楽的活動・ミニゲーム等・トイレ介助）
 16:20 終礼（帰宅準備・送迎車乗車）
 16:30 送迎車出発
 17:00 退勤（非常勤介護員・看護師）
 17:20 送迎車帰着
 ミーティング（課題・反省等の情報収集・周知）
 17:30 退勤（常勤職員）

11 施設設備管理計画

定められた施設等の維持管理の他、法人が委託する管理会社の月次点検、応急的な機器の調整・補修等は法人と連携して対応します。また、設備・備品等の補修や新規購入は不可欠です。相模原市の許可を得て今後も施設設備の管理に努めます。

保守・管理等の内容	実施項目			実施回数	予定月	実施方法
	法定	市基準	自主			
日常清掃業務		○		毎営業日	月～金	委託
日常清掃業務 ※1		○		2回/年	6・11月	自主
定期清掃業務 ※2		○		1回/年	7月	委託
定期清掃業務 ※3		○		2回/年	7・1月	委託
定期清掃業務 ※4		○		毎営業日	月～金	自主
機械警備業務		○		通 年	通年	委託
自動扉保守点検業務		○		3回/年	6・10・2月	委託
自家用電気工作物保安管理業務	○	○		①定期点検 6回/年 ②年次点検 1回/年	①4・6・8・10・ 12・2月 ②10月	委託
空調設備保守点検業務		○		12回/年	毎月	委託
真空式温水機保守点検業務		○		3回/年	7・10・3月	委託
浴槽循環ろ過器保守点検業務		○		3回/年	4・8・12月	委託
浴槽循環ろ過器配管清掃業務		○		1回/年	4月	委託
給排水循環ポンプ保守点検業務		○		2回/年	5・11月	委託
床暖房機器点検業務		○		2回/年	11・3月	委託
冷蔵・冷凍保守業務		○		①簡易点検 4回/年 ②年次点検 1回/年	①4・7・11・ 2月 ②6月	委託
電話設備等保守点検業務		○		毎営業日	月～金	自主※5
消防用設備点検業務	市営住宅課契約					
衛生管理業務（浴槽水質検査）		○		3回/年	4・8・12月	委託
衛生管理業務（空気環境の測定）		○		6回/年	5・7・9・11・ 1・3月	委託

衛生管理業務（飲料水の水質検査）		○		2回/年	7・1月	委託
衛生管理業務（ねずみ等の生息検査）		○		2回/年	7・1月	委託
植栽管理業務		○		2回/年	5・11月	自主
一般廃棄物収集運搬処理業務		○		通 年	月・水・金	委託
施設損害賠償保険等の加入		○		通 年	通年	委託
防火管理（自主点検）		○		毎営業日	月～金	自主
市営住宅との共同防火管理に関する業務		○		2回/年	5・11月	自主
自動体外式除細動器管理業務		○		毎営業日	月～金	自主

※1 大掃除（一般浴室・全体清掃を含む）

※2 ワックス清掃、石タイル・フローリング・カーペット清掃、ガラス・サッシ・照明器具清掃、空調・厨房排気ダクトフィルター・ロスナイフィルター清掃、害虫駆除、受水槽清掃（※水質検査を含む）

※3 空調用フィルター清掃、厨房排気ダクトフィルター清掃、ロスナイフィルター清掃

※4 濾材洗浄（ろ過装置は一年を通して7時50分～15時まで毎日作動、逆洗も一年を通して15時から3分間運転）・ヘアキャッチャー清掃を開所日入浴後実施

※5 遠隔監視による保守、緊急対応は委託

12 危機管理・安全衛生管理等

老人福祉施設等が提供するサービスの過程において自然災害発生時（地震・台風・水害等）のBCP（事業継続計画）、感染症発生時（新型コロナウイルス・インフルエンザ・結核・食中毒）のBCP（事業継続計画）、防犯訓練、人身事故・身体的及び精神的被害を未然に防止できるよう、対応策、連絡網等を整備して対応します。

職員一人ひとりが利用者の特性を把握して「安全」を常に認識し、所管する相模原市消防署、警察署、保健所、福祉基盤課、介護保険課等の緊急連絡先一覧表をもとに、連携して取り組みます。

13 業務の再委託・内容及び委託先の選定方法

委 託 業 務	業 者 名	備 考
日常清掃、定期清掃、衛生管理	(株)コンティ	随意契約
機械警備	神奈川中央警備保障(株)	随意契約
自動扉保守点検	(株)神奈川ナブコ	随意契約
自家用電気工作物保守管理	関東電気保安協会	随意契約
空調設備保守点検	(株)リードマネジングオフィス	随意契約
真空式温水機保守点検	(株)日本サーモエナー	随意契約
浴槽循環ろ過器保守点検	(株)日本水処理技研	随意契約
給排水循環ポンプ保守点検	(有)コビカ	随意契約
床暖房機器点検	(株)日管	随意契約
冷蔵・冷凍保守、給食調理・盛付員	(株)ニッコクトラスト	随時契約
電話設備等保守	(株)グローバルケー	随意契約
衛生管理（浴槽水水質検査）	(株)日本水処理技研	随意契約

一般廃棄物収集運搬処理	㈱清和サービス	随意契約
施設損害賠償保険等の加入	あいおい損害保険	随意契約

14 人材確保・育成

人材確保策は、退職予定者を把握し、ローテーションの変更と幅広い年齢層からの随時採用により行います。約1ヶ月間の運営理念と福祉職の役割業務の流れ等をへて、3ヶ月間のローテーション勤務において育成します。

常勤職員・非常勤職員を問わず「介護の自己チェックシート」に従って当該職員と到達度を評価。その後、自らが目標を設定して施設内研修（法人内研修を含む）や施設外研修によってキャリアアップし、質の高いサービス提供に向かって研鑽。「介護福祉士」等の資格取得者を育成しています。

15 年間研修計画

No.	研 修 項 目	実施時期等
1	新入職員研修（随時）	随 時
2	倫理規定、法令遵守に関する研修	4 月
3	個人情報保護・プライバシー保護に関する研修	5 月
4	介護技術に関する研修	5 月
5	事故対応、防止について	6 月
6	接遇マナー研修	7 月
7	緊急時対応についての研修	9 月
8	認知症の基礎理解及び認知症のケアに関する研修	10 月
9	非常災害時の対応についての研修	11 月
10	身体拘束・虐待防止に関する研修	11 月
11	感染症、食中毒の予防とまん延防止対策に関する研修	12 月
12	専門職と職業倫理に関する研修（虐待・身体拘束）	1 月
13	介護予防、要介護度進行予防について	2 月

16 利用者満足度調査

公益財団法人かながわ福祉サービス振興会主催の「利用者評価」アンケートを8月に実施予定です。

17 利益還元

利益還元は、2月または3月の補正予算の決算見込みで、資金収支に繰越金が見込まれるときは、老人会2団体へ各5万円の活動支援を予定しています。

18 情報発信

包括支援センターや居宅介護支援事業所等と密に連携をとり、予定表（月刊誌等）を配布予定。また地域には、地域毎に実施する行事（お祭り等）に積極的に参加し関係を密に情報を発信します。

19 資金収支

別紙 収支予算書のとおり

令和6年度ケアハウスはあとぴあ事業計画

1 入居定員 30名

2 職員配置 13名（常勤専従2名・常勤兼務5名・非常勤専従2名・兼務4名）

3 支援方針

利用者の意向を尊重し安心して健康で充実した自立生活が営まれるよう支援するほか、機能低下が認められる方へは必要とする介護サービス等を利用しながら安定した自立生活の維持が出来るように支援をします。

4 支援体制

- ① 午前9時から午後6時まではケアハウス職員による支援
- ② 夜間帯においては併施設設職員の協力と宿直者による支援
- ③ 緊急時に対応が出来るように入居者情報を整備します
- ④ 高齢者支援センター、居宅介護支援事業所・保証人等と連携して必要とされる介護サービスを提供します

5 個別支援方針

個々への目配り・気配りを十分に行い、入居者一人ひとりが生き甲斐をもった活気のある自立生活を送れるよう、生活の質の向上に努め支援します。

（1）個別支援

- ① レクリエーションを通じた余暇活動の充実
- ② 入居者の状況に合わせた介護サービス利用の支援
- ③ 保証人との連携を密にした継続的な居宅生活維持のための支援

（2）入居者懇談会

入居者の意見・希望が発言できる場の提供（年4回）

（3）食事

- ① バランスのとれた献立作成及び提供
- ② 希望食事形態を栄養士と連携した柔軟な対応
- ③ 特別食（療養食）の提供及び栄養士による相談と助言
- ④ 誕生会食その他季節行事に合わせた食事の提供

（4）事故防止

- ① 共用スペース及び居室内の安全な環境を確保するように努めます（年1回の居室点検と助言の実施）
- ② 筋力維持のために転倒予防体操への参加を呼びかけます（清新高齢者支援センターが実施する体操等）
- ③ 事例による個別指導
- ④ 食中毒まん延防止及び感染防止に対する啓蒙活動

（5）苦情

制度を周知して迅速に対応します（苦情から学ぶ支援方法の検討・見直し）

（6）高齢者虐待防止と人権擁護

心理的虐待・身体的虐待・性的虐待について周知します

（7）職員研修

- ① 職員の資質向上と視野拡大を図るため、専門分野等の研修に参加します
- ② ケアハウス部会での情報交換と研修に参加します

6 健康管理

感染症の予防・体調管理

- ① インフルエンザ予防接種の実施
- ② 年1回の健康診断の実施

- ③ 手洗い実習と感染症予防の指導
- ④ 帰宅時・食事前の手洗いの徹底
- ⑤ 施設内の衛生面の管理に努め1日1回の消毒作業を実施
- ⑥ 食堂内での密を避けるために2交代制を実施
- ⑦ 窓を開けての換気を実施
- ⑧ 健康状態把握のために体温測定の実施
- ⑨ 体調不良の方へは早めの受診を勧める
- ⑩ 緊急時は保証人と情報を共有し連携して迅速に対応します
- ⑪ 緊急時に要する入居者情報の整備

7 防災等の訓練

人命の安全と被害防止のため、災害発生時に迅速かつ適切な行動が出来るように入居者と職員が一体となった訓練を行います。また、老人福祉施設等が提供するサービスの過程において自然災害発生時（地震・台風・水害等）のBCP（事業継続計画）、感染症発生時（新型コロナウイルス・インフルエンザ・結核・食中毒等）のBCP（事業継続計画）、防犯訓練、人身事故・身体的及び精神的被害を未然に防止できるよう、対応策、連絡網等を整備して対応します。

避難訓練の実施

- ① 併設施設と共助し年2回の訓練実施と専門家による指導
- ② 防災用食品・物品の点検
- ③ 災害時の被害防止のために居室点検と指導
- ④ 緊急時に要する入居者情報の整備

各 担 当	担 当 者
指 揮 官	施 設 長
避難誘導・消火	総務課員
連絡・非常持出	生活相談員
救 助	介護職員

8 生活目標

朝 食	7 : 4 5 ~ 8 : 4 0
入 浴	1 0 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0 （小浴室）
昼 食	1 1 : 4 5 ~ 1 3 : 0 0
活 動	1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
入 浴	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0 （大浴室）
夕 食	1 7 : 4 5 ~ 1 8 : 4 0

9 職員配置

職 種	施 設 長	総務課員	生活相談員	介護職員	管理栄養士	宿直	清掃	合 計
	常勤兼務	常勤兼務	常勤専従	常勤専従	常勤兼務	非常勤兼務	非常勤専従	
人 員	1 名	3 名	1 名	1 名	1 名	4 名	2 名	13 名

9 行事計画

入居者懇談会の意見を参考に随時行います。

10 資金計画

別紙 収支予算書のとおり

令和6年度清新地域包括支援センター事業計画

1 職員配置 12名（常勤専従4名・常勤兼務8名）

2 支援方針

地域包括支援センターは、第9期相模原高齢者保健福祉計画の基本理念「みんなで支えあい 地域の力が育む 人にやさしいまち さがみはら」に基づき、地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。また、サービス提供者と利用者の「支える側」「支えられる側」という画一的な関係性にとどまらない主体的な取り組みを推進し、自立支援、介護予防・重度化防止の取り組みを推進します。

3 支援体制

地域住民、各種介護・医療関係機関と連携し地域の高齢者支援に努めます。

- ① 基本三職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の視点をういた支援
- ② 各関係機関等との協働による支援（地域住民・団体・介護・医療、行政等）
- ③ 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- ④ 休業日（土曜、日曜日）及び営業時間外の緊急時の相談受付体制（受託法人、職員によるオンコール体制）

4 個別支援方針

1 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメント業務は、高齢者が要介護状態等になることを予防し、地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援することを目的としています。高齢者の心身の状況や興味・関心等に応じて自らの選択に基づき、自立支援や介護予防に向けて必要な支援を行います。又、要支援認定された人、もしくは基本チェックリストを実施し、何らかの支援が必要と判断された人に対し、介護予防ケアプランを必要に応じて作成。地域支援事業における介護予防事業等が包括的、効果的に実施されるよう支援します。

（1）介護予防制度における介護予防

- ① 要支援・要介護状態の発生予防
- ② 要支援・要介護状態の改善・維持を図り、生活の質（QOL）の向上を目指す適切な支援の実施

（2）介護予防・生活支援サービス事業

- ① シニア活動サポート事業を取り入れた支援（地域住民主体の支え合い）
- ② 短期集中サービスによる集中的な介護予防支援

（3）介護予防ケアマネジメントの実施

- ① 対象者の把握、面接
- ② 適切なアセスメントの実施
- ③ 個別のケアプランの作成
- ④ サービス担当者会議の実施
- ⑤ モニタリング・評価の実施と結果に基づく適切なサービスの紹介

2 総合相談支援

清新地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう総合的にアセスメントを行い、適切な支援を行います。

- （1）在宅介護等に関する総合相談
- （2）要援護高齢者等の実態把握及び支援
- （3）保健福祉サービス等の申請代行

3 権利擁護に関する相談支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳のある生活を営むことが

できるよう、権利擁護の観点から支援を行う必要があると認められる人について、成年後見制度を活用するなど、専門的・継続的な視点をもった処置を講じます。

- (1) 権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合における適切な支援
(あんしんセンターや消費生活総合センターとの連携)
- (2) 高齢者虐待への対応
- (3) 成年後見制度の利用支援

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、医療・福祉関係者など、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

- (1) 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備
(地域包括支援センター・居宅介護支援事業所交流会の実施)
- (2) 個々の介護支援専門員に対する支援

5 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業をより効果的に実施していくため、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要です。こうした連携体制を支える共通の基盤として、多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築します。

- (1) 地域における日常的な地域包括支援ネットワークの構築
- (2) 在宅医療・介護連携の取り組みの推進
(あんしんリンク、地域ケアサポート医との連携、アウトリーチ事業)

6 地域ケア会議の開催

地域ケア会議は、医療・介護等の専門職をはじめ地域の多様な関係者が適宜協働して、高齢者が住み慣れた地域において安心して生活できるよう、地域全体で支援します。

- (1) 個別事例部会（概ね年2回開催）
- (2) 地域づくり部会（概ね年4回開催）

7 認知症施策の推進

- (1) 認知症や若年性認知症に関する正しい知識と理解を深めるための普及啓発
(認知症サポーター養成講座の開催等)
- (2) 認知症の早期理解・早期援助につなげる支援、介護者の負担軽減の推進
- (3) 関係機関等との連携・協働による包括的な支援の実施
- (4) 地域の見守り支援体制の強化及び社会参加活動の支援
(認知症カフェの実施等)

8 一般介護予防事業

すべての高齢者を対象に、住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて、通いの場が継続的に拡大していくよう支援します。

- (1) 介護予防把握事業（地域活動に参加し状況把握）
- (2) 介護予防普及啓発事業（介護予防教室の実施と介護予防サポーターの普及）
- (3) 地域介護予防活動支援事業（いきいき百歳体操や自主活動の支援）
- (4) 地域リハビリテーション活動支援事業

9 情報提供及び啓発

地域住民に対して、センターの役割や活動内容の周知と情報提供に創意工夫

して、積極的に行います。又、保健福祉サービス及び介護保険サービスについて周知するとともに、住民自ら必要なサービス等の選択ができるよう、利用方法等に関する情報提供と、その積極的な利用について啓発活動を行います。

(1) 積極的な情報提供及び啓発（清新包括便の発行 年4回）

(2) 高齢者地域情報誌の作成と活用（地域からの意見をいただきながら作成）

(3) 家族介護教室の開催（必要時の迅速な開催、認知症カフェとの連携開催）

(4) オンラインを活用した情報発信、教室・会議等の開催

10 コミュニティーソーシャルワーカーとの連携

市社会福祉協議会職員が生活支援コーディネーターを兼務。高齢者の生活・介護予防の基盤整備を推進するため、協力・連携して一体的に地域づくりを進めます。

11 市が主催する各種事業への協力

地域の高齢者等やその家族で支援を必要とする人が、地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりに資するよう、市が主催する各種事業等へ協力します。

12 公正性・中立性の確保

介護保険法（平成9年法律第123号）等の関係法令の他、「相模原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年相模原市条例第73号）」に定める基準を遵守し、公正性・中立性を確保して行います。

5 地域包括支援センターの業務推進体制等

1 職員の資質向上及び連携強化

(1) 職員の資質向上（研修参加と参加後の伝達講習の実施）

(2) センター内の連携強化

（月1回のセンター内会議、日1回の申し送り時に多視点によるケース検討）

2 運営管理体制の強化

(1) 苦情等への対応

(2) 文書等の処理・管理

(3) 個人情報の保護・管理

3 PDCA（Plan Do Check Action）サイクルによるセンター機能の強化

6 防災等の訓練

運営法人と協働したBCP（事業継続計画）を作成し、災害時の職員の安全確保、事業の継続に向けた業務指針を職員全員で共有するほか、防災、防犯、感染拡大予防訓練などの有事に備えて行動します。

管理者	総指揮をとる。
その他職員	利用者の生活状況を把握する。
法人職員	必要に応じて応援を求める。

7 職員配置（市の配置基準 常勤5名、非常勤 0.5人×2名）

職 名	施設長	管理者	総務課員
人 員	常勤兼務	常勤兼務	常勤兼務
	1名	1名	3名

職 名	主任 介護支援 専門員	保健師	社会 福祉士	介護支援 専門員	介護福祉士	事務員	合計
人 員	常勤 兼務	常勤 専従	常勤 専従	常勤 専従	常勤 専従	常勤 専従	12名
	1名	1	1名	2名	1名	1名	

8 資金計画

別紙 収支計算書のとおり

